

沖縄県ヤングケアラー支援推進方針

令和6年（2024年）3月

沖縄県

目次

1. はじめに	1
2. ヤングケアラーとは	2
3. 国の動き	2
4. 沖縄県の現状・課題	4
5. 基本方針	6
6. ヤングケアラー支援に関する取組等	7
(参考資料)	9

1. はじめに

ヤングケアラーは、家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けない、友達と遊びに行けない、子ども自身がやりたいクラブ活動ができない、勉強の時間をとることができないなど、重い負荷がかかっている可能性があり、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや学習に影響があるといった課題があると言われている。

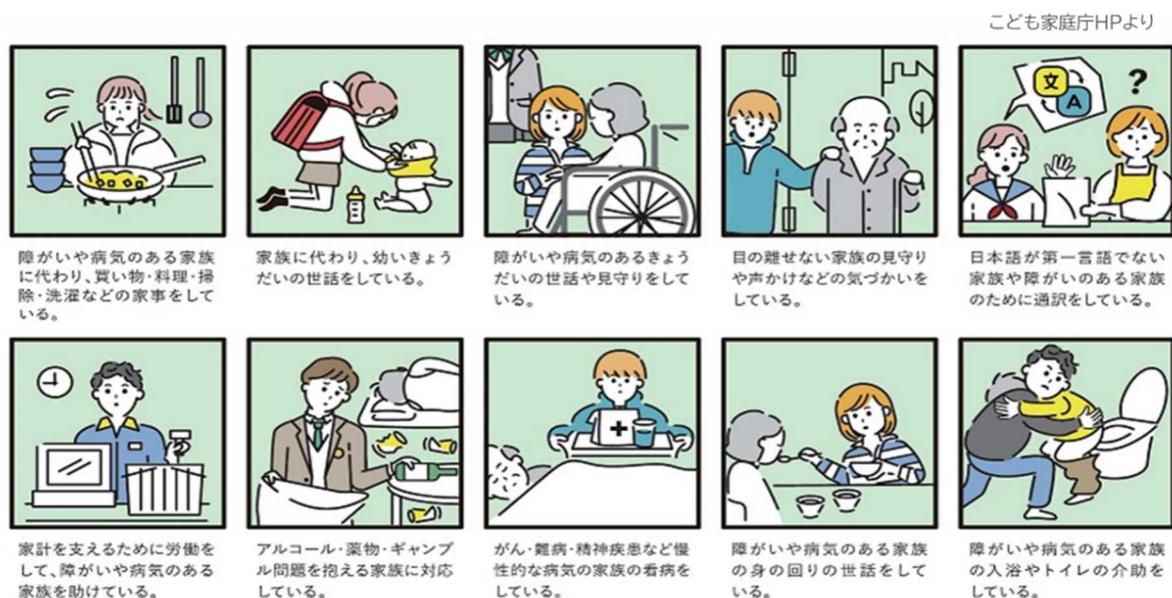
このため県では、ヤングケアラーの実態を把握するため、令和4年9月に県内の小学5年生から高校3年生の全児童生徒を対象とした実態調査を実施したところ、日常的に家族の世話を行っている「ヤングケアラーと思われる子ども」は児童生徒全体の5.5%（約7,450人）、その中でも家族の世話により日常生活に影響がでている「何らかの影響が出ていて、支援が急がれる子ども」は1.8%（約2,450人）いることがわかった。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負う、多くの子どもたちがいることを重く受け止めて、未来ある子どもたちが希望に満ちた生活を送るためにも、ヤングケアラーを早期に発見し、支援に繋げる取組を強化する必要がある。

このため県では、県実態調査を踏まえて、県や市町村等関係機関と県民が一丸となって、全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、子どもが子どもらしく過ごすことができる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現に向け、令和5年11月に「沖縄県ヤングケアラー支援に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、早期発見、相談支援、適切な支援へのつなぎ、県や市町村等関係機関との連携体制等について検討を重ね、沖縄県におけるヤングケアラー支援に向けた取組を推進するための方針をとりまとめた。

2. ヤングケアラーとは

ヤングケアラーについては、法令上の定義はないが、厚生労働省及び文部科学省が連携して立ち上げた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」での定義に則り、沖縄県においても、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とする。具体的には、次に掲げる「ヤングケアラーのイメージ（例）」のとおり。



3. 国の動き

(1) 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」の実施

ヤングケアラーについては、自治体単位で教育関係を主とした調査や、研究者の調査レベルで中学生や高校生の実態把握が行われてきたが、国内において全国規模でヤングケアラーに関する実態把握がなされていないことや、関係者にきちんとした認識がされていないこともあり、対応が遅れがちになっていた。

こうした中で、厚生労働省では平成30年度に全国の市町村の要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーがどのようにとらえられているかなど、アンケート調査（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）」）が行われた。

また令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学生6年生・大学3年生を、それぞれ対象にヤングケアラーの実態調査（「子ども・子育て支援推進調査研究事業」により、令和2年度は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、3年度は株式会社日本総合研究所が実施。）が行われ、「世話をしている家族」が「いる」と回答したのは小学生6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%だった。

(2) 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」の設置

関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し、検討を進めるための「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」が設置され、令和3年5月にとりまとめ報告が公表された。この報告の中では、今後取り組むべき施策の3本柱として「早期発見・把握」「支援策の推進」「社会的認知度の向上」が掲げられた。

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
 - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

(3) 国の方針等への記載

ヤングケアラー支援については、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2021（令和3年6月18日閣議決定）」においても、「ヤングケアラーについて、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組む。」こと、また「こども未来戦略方針（令和5年6月13日）」においても、「子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等への支援を強化する」旨が記載された。

4. 沖縄県の現状・課題

(1) 「沖縄県ヤングケアラー実態調査」の実施

沖縄県では、ヤングケアラーの早期発見と支援施策等の検討を行う基礎資料とするため、県内の小学5年生から高校3年生までの全ての児童生徒、約13万人を対象としたアンケート調査を実施した。

【調査方法等】

- 対象者：県内小学5年生から高校3年生の全児童生徒（136,065人）
- 調査期間：令和4年9月12日から令和4年10月28日まで
- 回答方法：WEB方式（筆記での回答を希望する児童生徒のために、別途、紙媒体も配布）
- 回収総数：55,293人（回収率：40.6%）

今回の調査結果を活用して、下記の条件設定で沖縄県独自にヤングケアラーと思われる子どもの人数の推定を行ったところ、日常的に家族の世話をしている「ヤングケアラーと思われる子ども」は児童生徒全体の5.5%（約7,450人）、その中でも家族の世話により日常生活に影響がでている「何らかの影響が出て、支援が急がれる子ども」は1.8%（約2,450人）となった。

児童生徒 全体		100.0%					
		(136,065人)		小学生 (5・6年生)	中学生	高校生	児童生徒 全体
	母集団	a	34,315人	50,432人	51,318人	136,065人	
	調査回答数	b	12,052人	15,847人	19,281人	47,180人	
ヤングケアラー定義 (厚労省ホームページ) ↓ <調査結果を用いた条件設定> 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを 日常的に行っている子どものことで 責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある	世話をしている家族が「いる」 不定期のもの、比較的軽微な子どものお手伝いの範疇のもの等が含まれている	世話をしている家族が「いる」子ども	10.7%				
			(約14,550人)				
	調査回答数	c	1,584人	1,830人	1,630人	5,044人	
	出現率	c/b	13.1%	11.5%	8.5%	10.7%	
	推定数	a*(c/b)	4,510人	5,820人	4,340人	14,550人	
	調査回答数	d	888人	895人	801人	2,584人	
	出現率	d/b	7.4%	5.6%	4.2%	5.5%	
	推定数	a*(d/b)	2,530人	2,850人	2,130人	7,450人	
	調査回答数	e	261人	289人	299人	849人	
	出現率	e/b	2.2%	1.8%	1.6%	1.8%	
	推定数	a*(e/b)	740人	920人	800人	2,450人	

※上記の条件設定はあくまで調査結果に基づく推定による設定であり、支援の対象を限定するものではない。

※推定数算出においては端数処理等を行っているため、児童生徒全体の人数に割合(%)を乗じた数値とは一致しません。

※今回の調査の対象は小学5年生～高校3年生であったため、上記の推定数も小学5年生～高校3年生の児童生徒に関する推定数である。

(2) ヤングケアラーに係る現状と課題等

本調査結果から、家族の世話をを行うこと、特に日常的に長時間の世話をを行うことは、児童生徒の生活に大きく影響しており、健康状態や学校の出欠、遅刻早退をはじめとした学校生活等について課題や悩みを抱える割合が高いこと、また、中高生の進路希望に関しても少なからず影響している状況が把握された。このことは子ども自身がやりたいことができないなど、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」など「子どもの権利」が守られていない状況と考えられる。

このため、重い負担を担う児童生徒を的確に把握し、子ども自身だけでなく、家族等を含めた世帯支援の視点で取り組むとともに、教育、福祉、介護、保健、医療等をはじめとした多分野での連携が重要である。

① 早期発見・把握

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいと言われている。そのため、教育、福祉、介護、保健、医療等といった様々な分野が連携し、アウトリーチにより、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見・把握する必要がある。

② 適切な支援への円滑なつなぎ

県の実態調査結果では、家族の世話をしている児童生徒が学校や周囲の大人に望む支援については「話を聞いてほしい」との回答の割合が高かったが、児童生徒が現在認知しているヤングケアラー関連の相談窓口では「学校」が3割と最も高く、これに対して、その他の相談窓口（市町村や県等の相談機関や電話相談等）はいずれも1割台以下に留まる結果となり、十分に認知されていない状況である。

また、児童生徒が希望する相談方法として、直接会う対面方式をはじめ、電話やSNS等となっていることから、多様な相談対応の充実が必要である。

そのため、窓口としてのさらなる周知に努めるとともに、子どもと接する時間が長い学校と相談支援の専門知識を有するその他の相談窓口が連携して相談事を抱える児童生徒を適切に把握し、相談支援につなげる取組を充実させることが必要である。

③ 普及啓発

ヤングケアラー支援において、子どもの気持ちに寄り添い、子どもが家庭で健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、社会全体が「子どもの権利」の理解を深めるとともに、支援に関わる関係者や地域関係者など社会全体がヤングケアラーに関心を持ち、安心して相談・支援につなぐことができる環境の充実を図る必要がある。

④ 県・市町村との役割分担・連携

ヤングケアラー支援にあたっては、住民に身近な市町村に取り組んでいくことが重要であることから、県と市町村が適切に役割分担をしながら連携して取り組みを進めていくとともに、教育、福祉、介護、保健、医療等の関係機関をはじめ、地域の支援者等との幅広い連携により、ヤングケアラーの支援体制を強化していく必要がある。

5. 基本方針

これまでの国や県の実態調査により把握された沖縄県におけるヤングケアラーの現状及び課題等に対応していくためには、教育、福祉、介護、保健、医療等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要である。

そのため県では、ヤングケアラー支援についての基本的な方針を定め、関係機関の連携をより一層推進し、適切な支援につなげるための取組を推進する。

(1) 早期発見・把握

ヤングケアラーやその家族と接する機会が多いと思われる関係機関等職員への研修を行うとともに、学校教育分野、医療機関や福祉事業者及び地域におけるヤングケアラーを早期に発見・把握するための取組を推進する。

(2) 適切な支援への円滑なつなぎ

発見・把握したヤングケアラーを必要な福祉サービスにつなげるための相談支援体制等の充実を図るとともに、地域におけるヤングケアラー支援体制構築の取組を推進する。

(3) 普及啓発

ヤングケアラー支援の関係機関等職員への研修の実施など、ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るとともに、子どもの権利擁護に向けた取組を推進する。

(4) 県と市町村との役割分担・連携

ヤングケアラー支援にあたっては、市町村への情報提供及び助言等を行うとともに、県と市町村が適切に役割分担をしながら連携して支援体制の強化に取り組む。

基本方針

1. 早期発見・把握	2. 適切な支援への円滑なつなぎ	3. 普及啓発	4. 県と市町村との役割分担・連携
<ul style="list-style-type: none">関係機関職員への研修学校等教育分野における取組医療機関・福祉事業者の取組地域における取組	<ul style="list-style-type: none">相談支援体制の充実地域におけるヤングケアラー支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none">関係機関職員への研修（再掲）ヤングケアラーの社会的認知度の向上子どもの権利擁護に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">県と市町村との連携及び支援体制の強化

子どもが子どもらしく過ごせる社会の実現

6. ヤングケアラー支援に関する取組等

ヤングケアラー支援にあたっては、既存の取組や関連施策を活用しながら、ヤングケアラーへの支援の視点を取り入れ、適切な支援につなげていく。

また、社会的認知度の向上やヤングケアラーの早期発見・把握に努めるとともに、教育、福祉、介護、保健、医療等の関係機関との連携により、相談支援体制を強化していく。

(1) 早期発見・把握

① 関係機関職員への研修

子ども本人、保護者並びにケアを必要とする人に関わることが想定される教育、福祉、介護、保健、医療等の関係機関や専門職員、支援者団体等を対象に、教育委員会等と連携し、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラーの早期発見のための着眼点、発見後のつなぎ、対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施する。

② 学校等教育分野におけるヤングケアラーを把握する取組

教職員へのヤングケアラーの概念等についての理解促進を図りつつ、日頃からの子ども本人の観察や、児童生徒との個人面談、保護者面談及び各種行事並びに、ヤングケアラー支援の視点を加えた既存のアンケート調査（家庭及び学校生活に関するアンケート）等の活用など、様々な機会を通じて家庭における子どもの状況等を把握するとともに、必要に応じて校内でのケース会議や市町村要保護児童対策地域協議会等において関係者間で情報を共有する。

また、ヤングケアラー等困難を抱える児童生徒が適切な支援を受けられるよう、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置充実など教育相談体制を強化する。

③ 医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に、ヤングケアラーを把握する取組

医療機関・福祉事業者へのヤングケアラーの概念等についての理解促進を図りつつ、家族(ケアの受け手)への支援の中で、ヤングケアラー支援が必要となる可能性の確認などアセスメントツール等の活用を通じて把握するとともに、適切な支援につながるよう、市町村の児童福祉や教育部門との情報共有など、連携の強化を図る。

④ 地域におけるヤングケアラーを把握する取組

ヤングケアラーについては、学校に通えていない、または福祉事業者とのつながりが無いなど、家族以外との接触がない子どもも含まれていることから、民生委員・児童委員、ボランティアや、子ども食堂、学習支援教室等を運営する支援者等が発見し、支援につなげていく必要があることから、ヤングケアラーについて学ぶ機会を確保していく。

(2) 適切な支援への円滑なつなぎ

① 相談支援体制の充実

発見・把握したヤングケアラーを適切な支援につなぐためには、相談窓口を明確することなどが必要であることから、ヤングケアラー相談窓口やヤングケアラー・コーディネーターの配置など、ヤングケアラーを適切な福祉サービス等につなぐ機能を強化する。

また、当事者同士がつながることができる機会等の提供や、支援者団体が行うピアサポート活動等への支援及びヤングケアラーを含む困難を抱える家庭への訪問支援等に取り組む。

② 地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

地域における見守り活動や、市町村要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センターや市町村において設置が見込まれる「こども家庭センター」等、福祉、介護、保健、医療等多機関が連携して対応する体制づくりを推進する。

(3) 普及啓発

子どもの気持ちに寄り添い、子どもが家庭で健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、社会全体が「子どもの権利」の理解を深めるとともに、支援に関わる関係者や地域関係者など社会全体がヤングケアラーに関心を持ち、安心して相談・支援につなぐことができる環境の充実に図るための普及啓発に取り組む。

(4) 県・市町村との役割分担・連携

ヤングケアラー支援にあたっては、市町村への情報提供及び助言等を行うとともに、教育や福祉、保健・医療等をはじめとした多分野での連携が重要であることから、それぞれの分野における機能等役割を踏まえ、市町村や関係機関との幅広い連携により、ヤングケアラーの支援体制を強化していく。

(参考資料)

沖縄県ヤングケアラー支援に関する検討委員会設置要綱

〔令和5年11月13日付け青少年・子ども家庭課長 決裁〕

(趣旨)

第1条 沖縄県におけるヤングケアラー支援に向けた取組を推進するため、「沖縄県ヤングケアラー支援に関する検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 早期発見・把握、悩みの相談支援に関すること。
- (2) 適切な支援への円滑なつなぎ、関係機関との連携や研修等に関すること。
- (3) 県や市町村等の役割分担・連携・支援体制に関すること。
- (4) その他、ヤングケアラー支援に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員が委員会に出席できないときは、あらかじめその委員が指名する者を代理として出席させることができる。
- 3 委員会は、会長がやむを得ないと認めるときは、書面による開催とすることができる。
- 4 会長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月13日から施行する。

別紙 1

沖縄県ヤングケアラー支援に関する検討委員会 構成員

氏名	所属・役職	備考
名城 健二	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	学識者
比嘉 昌哉	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 教授	学識者
大嶺 宏	沖縄市地域包括支援センター中部南 センター長	福祉・教育
伊波 奈津美	はぴんちゅ沖縄 代表	
具志堅 新志	県教育庁中頭教育事務所 スクールソーシャルワーカー	
榊原 千夏	県子ども生活福祉部 子ども福祉統括監	行政
玉城 学	県教育庁 教育指導統括監	

沖縄県ヤングケアラー支援に関する検討委員会 オブザーバー

氏名	所属・役職	備考
山城 康代	一般社団法人りあん 代表理事	福祉 (子どもの居場所等)
坂本 将吏	認定NPO法人侍学園スクオーラ・今人沖縄校 校長	福祉 (子どもの居場所等)